

田村市インバウンド誘客業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、田村市（以下「市」という。）が委託する田村市インバウンド誘客業務（以下「業務」という。）において、公募型プロポーザル方式により業務受託者を選定する際の手続きについて、必要事項を定めたものである。

2 業務概要

(1) 業務名

田村市インバウンド誘客業務委託

(2) 業務の内容

別紙「田村市インバウンド誘客業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託額の上限

10,000,000 円（消費税込）

委託内訳は概ね以下のとおりとするが、提案内容によっては市と受託者が協議のうえ決定する場合もある。

【ア】 調査関連費 3,000,000 円

【イ】 企画・設計費 3,000,000 円

【ウ】 広告費 4,000,000 円

(4) 履行期限

契約締結日から令和7年3月25日まで

3 公募スケジュール

(1) 公募開始

令和6年9月11日（水）

(2) 質問の受付期間

令和6年9月11日（水）から令和6年9月17日（火）

(3) 質問の回答

令和6年9月19日（木）

(4) 企画提案参加表明書の提出期限

令和6年9月20日（金）午後5時

(5) 企画提案書の提出期限

令和6年9月30日（月）午後5時

(6) プレゼンテーション審査会

令和6年10月7日（月） ※時間は後日通知

(7) 審査結果通知

令和6年10月8日（火）

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 契約時点で令和 5・6 年度田村市入札参加資格者の登録申請をしている者とし、公告の日から契約締結の日までの間に、有資格者に対する指名停止に関する要綱（平成 19 年田村市告示第 32 号）による指名の停止を受けていない者であること。なお、登録申請の審査後に登録とならないことが確定した場合は、プロポーザルによる選定者であっても決定を無効とし、次点者を交渉権者とする。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員の配偶者であると認められるとき。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者を利用していると認められるとき。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 法人であること。

5 実施要領等の交付

実施要領等の電子データについては、田村市役所のホームページからダウンロードし入手すること。

6 質問の受付

(1) 受付期間

令和6年9月11日（水）から令和6年9月17日（火）まで

(2) 提出方法

質問票（様式6）により、田村市インバウンド誘客業務委託審査委員会事務局（田村市産業部観光交流課）宛に、電子メール又は持参により提出すること。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、田村市ホームページに令和6年9月19日（木）までに掲載する。

7 企画提案参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和6年9月20日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

田村市インバウンド誘客業務委託審査委員会事務局（田村市産業部観光交流課）へ
電子メール、郵送、持参等

(3) 提出物

企画提案参加表明書（様式1）

(4) その他

- ①参加者は、企画提案参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- ②企画提案参加証明書提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、企画提案辞退届（様式5）を提出すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年9月30日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

田村市インバウンド誘客業務委託審査委員会事務局（田村市産業部観光交流課）へ
郵送又は持参

(3) 提出物

- ①企画提案書（任意様式）12部
- ②会社概要書（様式2）12部
- ③同種業務実績書（様式3）12部
- ④実施体制調書（様式4）12部
- ⑤内訳記載の見積書（任意様式）12部

(4) 企画提案書の内容

企画提案書には、仕様書に記載している各内容を円滑かつ着実に遂行するために、目的、概要、業務の内容を踏まえた提案を記載するとともに、次の事項を盛り込んだ提案とすること。

- ①企画のコンセプト、全体イメージ
- ②数値目標の設定及び効果の検証方法

③スケジュールの提示

(5) 企画提案書作成に係る留意事項

- ①記載するフォントの大きさは、原則 11 ポイント以上とする。
- ②A4 版、20 ページ以内（片面、両面の指定無し）で作成すること。

(6) その他

- ①企画は 1 社 1 提案とすること。
- ②電送、CD-ROM等、電子媒体による提出は受け付けない。
- ③提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、特段の事情がない限り原則認めない。
- ④参加者が審査委員会の想定する数を超えた場合は書類による第 1 次審査を実施し、プレゼンテーション審査へ進むべき提案者を選定する。

9 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

- ①企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに、田村市インバウンド誘客業務委託審査委員会が審査し、委託業者を選定する。
- ②プレゼンテーションは 1 社 30 分以内（提案の説明 15 分、質疑応答 10 分、委員審査 5 分）とする。プロジェクターは事務局で準備するが、パソコン等は提案者が持参すること。
※プロジェクターを使用する場合は、企画提案書提出時に申し出ること。
- ③審査は、別表に定める評価基準により総合的な評価を行い、最も高い提案者を本業務の委託業者とする。なお、同点が 2 社以上となった場合は、参考見積額の低い方を優先交渉権者として選定する。

(2) 審査実施日及び会場

- ①実施日時 令和 6 年 10 月 7 日（月） ※時間は後日通知
- ②会 場 田村市役所 ※詳細は後日通知

(3) 審査基準

- ①企画構成の優良性
 - ・市の観光の魅力を十分に引き出し、来訪意欲を喚起するものとなっているか。
 - ・市のブランドイメージを高めるものとなっているか。
 - ・効果的な企画となっているか。
 - ・想定するターゲットのニーズに合ったものとなっているか。
- ②提案内容の実現性・効果検証
 - ・提案は確実に実施できる内容か。
 - ・想定する数値目標及び効果検証方法は適切か。
- ③実施体制・スケジュール
 - ・事業実施に必要な実施体制を整えているか。
 - ・スケジュールは適切か。
- ④事業費内訳
 - ・提案内容と費用は妥当であるか。
 - ・事業実施にあたり、積算内訳は適切であるか。

⑤実績

- ・本事業に類する実績を有し、知識、ノウハウ等が十分であるか。

(4) 評価区分

基準ごとの配点を下記の通りとし、5段階評価を行うものとする。

評価基準項目	優	良	普通	やや劣	劣
①企画構成の優良性	20点	16点	12点	8点	4点
②提案内容の実現性・効果検証	10点	8点	6点	4点	2点
③実施体制・スケジュール	10点	8点	6点	4点	2点
④事業費内訳	5点	4点	3点	2点	1点
⑤実績	5点	4点	3点	2点	1点

(5) 評価点数の集計方法

各委員の持ち点は均一とし、評価点の合計を参加事業者ごとに集計し、その合計点の平均による点数で順位を決定する。なお、委員の所属する事業所がプロポーザルへ参加する場合、当該委員は当該事業所の審査に加わることができない。

(6) 業者決定方法

上記結果をもとに協議のうえ受託業者を決定する。なお、プロポーザル参加事業者が1者の場合、全委員の合計得点の平均が30点以上であることを条件とする。

(7) 審査結果の通知

審査結果は書面で通知する。

10 その他

(1) 契約

選定した者から、改めて見積書を徴収し契約を行う。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出、プレゼンテーションに要する費用は提案者の負担とする。

(3) 資料の使用

提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。

(4) 資料の返却

提出された企画提案書等は返却しないものとする。

(5) その他

委託業者決定後に契約対象となる業務内容は、企画提案書に記載された内容を基本とし、必要に応じて双方が協議して定めるものとする。

11 事務担当

田村市インバウンド誘客業務委託審査委員会

(事務局：田村市産業部観光交流課 担当：鈴木(美)、宗像、玄葉)

〒963-4393

福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

T E L 0247-81-2136

F A X 0247-81-1210 メールアドレス kanko@city.tamura.lg.jp